

令和2年11月25日

発言者	発言要旨
島津委員	人事委員会による勧告の詳細はどうか。
職員課長	<p>期末・勤勉手当については、県内における民間企業の支給割合との均衡を図るため、民間給与調査の結果、期末手当から支給月 0.05 か月分を引下げ、4.40 月分から 4.35 月分にするものである。</p> <p>また、月例給についても民間給与調査の結果では、職員給与は 110 円 (0.03%) 上回っているものの、較差が極めて小さく、ほぼ均衡していることから変更しないこととなった。</p>
島津委員	今回の勧告により削減される支出額はいくらか。
人事課長	一般会計において、3.8 億円の減額を見込んでいる。
高橋(啓)委員	勧告では期末手当から削減するとのことであったが、民間における期末手当、勤勉手当に相当する部分の現状はどうか。
職員課長	<p>人事院では民間における賞与の一定率分（公務員における期末手当に相当するもの）と成績査定分（公務員における勤勉手当に相当するもの）の割合を踏まえ調査しているが、国家公務員における勤勉手当の割合 42.2% は、民間における成績査定分の割合 48.2% よりも低いことから、勤勉手当の割合を高めることとし、期末手当を引き下げることとなった。</p> <p>本県においても国と同様の傾向であり、県職員における勤勉手当の割合が 42% ちょうどに対して、民間における成績査定分の割合が 46.7% であることから民間にあわせて期末手当を削減するものである。</p>
高橋(啓)委員	<p>県は育休を推進する立場であることを鑑みれば、育休の休職者も減額される期末手当ではなく、支給の対象外である勤勉手当を削減すべきであると考え。</p> <p>人事委員会は勧告にあたってはその点も考慮してほしい。</p>